

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
名古屋市長 様	
提出者	
住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
氏 名 名古屋市上下水道局	
施設部施設管理課長 小塚 俊秀	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-972-3669 (担当：施設管理課 竹内)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	名古屋市上下水道局 南部水処理事務所 山崎汚泥処理場
事業場の所在地	名古屋市南区忠次一丁目9-24
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	36 水道業
② 事業の規模	脱水ケーキ焼却能力 320t/日
③ 従業員数	36名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(1) 下水処理に伴う下水汚泥の発生 (2) 重力又は機械濃縮後、凝集剤を添加して機械脱水 (3) 脱水汚泥を焼却炉にて全量焼却 (4) 汚泥焼却灰を灰ホッパより搬出 ・セメント原料として再生利用委託 ・優良認定処理業者に委託し埋立処分

(第2面)

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

名古屋市上下水道局
施設部担当課長（汚泥処理処分・事業系環境対策）
|
施設部施設管理課課長補佐（汚泥処理処分）
|
施設部南部水処理事務所副所長

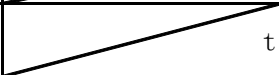
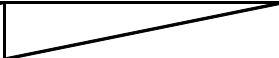
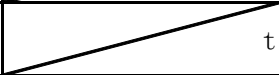
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻
	排 出 量	831t	16.14t
	（これまでに実施した取組） 下水汚泥の発生量を抑制することは困難である。当局では下水汚泥の全量を脱水・焼却することで減量化に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん	
	排 出 量	1,720t	t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥処理施設の増設、改築等に合わせて新技術の導入による発生量の削減について検討していく。		

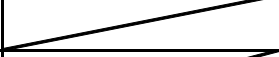
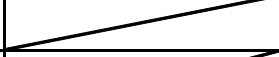
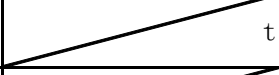
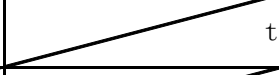
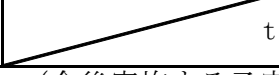
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥焼却灰については、他の廃棄物と混合されることは無いため特に取り組んでいない。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 当面、分別に係る取り組みは予定していない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組） 本市で発生する下水汚泥は下水道事業の中で全量を焼却処理し、減量化した焼却灰として排出している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	（今後実施する予定の取組）（今後実施する予定の取組） 前年度と同様に下水汚泥の全量を焼却処理する予定である。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻
	全 処 理 委 託 量	831t	16.14t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	407t	16.14t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	424t	0t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ばいじんについては前年度は再生利用業者へ424tを処理委託した。 また、優良認定処理業者へ407 tを処理委託した。 燃え殻については優良認定処理業者へ16.14tを処理委託した。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん	
	全 処 理 委 託 量	1,720t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,038t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	682t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 本年度は再生利用業者へ682tを処理委託する予定である。また、優良認定を受けている処理業者へ1,038t搬出する予定である。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。